２０２２年　１０月１１日発行　毎月12回（１と３と５と７のつく日）　通巻　７８５８号　第６１号
ＳＳＴＫ　１９８３年７月１９日第三種郵便物承認(1)

SSTK

さくら草だより

発行人:埼玉県障害者団体定期刊行物協会
〒332-0851
川口市芝新町15-9アステール藤野1階
電話:048-261-5667　頒価:50円

編集人:社会福祉法人さくら草
〒336-0015　さいたま市南区太田窪3501-2
HP:http://www.sakuraso.net/ 電話:048-813-7426
Fax:048-8866301 E-mail:info@sakuraso.net

キッズの夏休み

スイカ割り

第61号

もくじ

表紙　キッズさくら草の夏休み
2.　夏のベストショット
3.　最近のさくら草
4.　意思決定は最期まで

広報誌の封入作業は　デイセンターアトム・アトム班が担当しています

2022年　10月11日　発行　毎月12回（1と3と5と7のつく日）　通巻7858号　第６１号
ＳＳＴＫ　　１９８３年7月１９日第三種郵便物承認(2)

夏のベストショット

移動支援事業所3か所から素敵な写真を紹介します！

サポートさくら草

トマトの夏

金髪にスタイル
チェンジの夏

サポートゆず

大好きなパンダちゃんの
人形を抱いて嬉しそうな
表情です！！
上野動物園に居る本物の
パンダを早く見に
行きたい～
と言っていました。
涼しくなったら
見に行きましょうね！！

お母さんが貼っていた
冷えピタを見て、
自分にも貼って！！と
おねだり
冷たくてとても
気持ちがいい～
嬉しそうな表情です。
自分がおでこに貼った
冷えピタを職員の腕に
貼ってくれました(笑)

アシストさくら草

久しぶりの
テイクアウ
トパスタ

夏はやっぱり
かき氷だよね

2022年10月11日 発行　毎月12回 （1と3と5と7のつく日）　通巻7858号　第６１号

ＳＳＴＫ　１９８３年7月１９日第三種郵便物承認(3)

はじめての野菜作り

デイセンターさくら草ふたば班では、4月から初めての野菜作りに挑戦しました。プランターを買い、土を入れ種を植えるところからのスタートで「本当にできるのかな～」と心配な声が多かったですが、芽が出始めてからは水やりにも力が入りました。

「おまめ～」「ごーちゃーん」とたくさん会話して愛情たっぷりにみんなで育てました。トマトは収穫体験ができおいしく食べる事も出来ました。枯れてしまったり栄養不足で成長しないものもあったので、再挑戦したいと思います。

ふたば班

iPad導入しました

7月から生活介護事業所の日々の記録をパソコンや手書きの書類から【iPadを使って入力】するシステムに変更されました。大幅なシステム変更に職員一同戸惑いましたが、利用者の皆様も連絡帳の変更に戸惑ったのではないでしょうか？今はiPadの打ち込みも慣れてきて活用がスムーズになり始めています。といってもまだ、「打ち込んだのに削除押してしまった！」「まだ打ち込み出来てません」など職員も苦戦している時もあります。

今後は生活介護事業所とグループホーム事業所でシステムを共有し、利用者の体調共有がスムーズになり支援の充実を図れるよう活用していく予定です。

デイセンターかりんのドーナツが【ピアショップ】で販売開始

緑区役所１Ｆピアショップにて9月15日（木）に《かりんドーナツ》の販売を行いました。
今回のドーナツは【抹茶チョコ】・【ココアドライフルーツ】の二種類販売でした。次回以降はかりんの・・あの・・・大人気商品！！【くるみメープル＆シナモンアップル】の販売を予定しております！！
売り切れる前に是非ご賞味ください！！！（笑）
次回販売日は未定ですが、毎月出店を予定しています。
今後も【かりんドーナツ】は、ぴあショップと施設のお店【かりんかふぇ】で販売していきますので、皆様のお越しをお待ちしています。

2022年１０月11日発行　毎月12回（１と３と５と７のつく日）　通巻７８５８ 号　第61号

ＳＳＴＫ　１９８３年7月１９日第三種郵便物承認(4)

【意思決定は最期まで】

障がい者施設は、障害者総合支援法のもと意思決定支援に努めています。さくら草でも、利用者ご自身の意思を尊重し人生を謳歌してもらいたいと支援に努めています。
しかし、人生最期の段階では全うできないこともあるとデイサービスに通っている高齢者の出来事から気づかされることがありました。その方は、最期は自然にと希望し心肺蘇生は望まない（DNAR同意書）を往診の医師に書いてもらっていました。
具合が悪くなった際に通っているデイサービスに心肺蘇生は望まないと伝えたら、うちでは一次救命措置（心肺蘇生・救急車要請他）をさせてくださいと言われたそうです。
救急車を呼べば心肺蘇生は必ず行うことになります。骨も脆く胸部圧迫に耐えられるのか、たとえ蘇生しても管に繋がれたままになる可能性もあります。
幸いこの度は、緊急を要する事態になる前にペースメーカーの機械的故障による体調不良が原因で、ペースメーカー交換手術によって回復したそうです。
このような事があると、書面のDNAR同意書があっても緊急時に医師が回復可能な病状なのか、快復を望めない症状かを直接診断する必要があります。

在宅医療であれば、往診に来てくれ最期は自然にという意思表示は叶えられそうです。
しかし通所施設や短期入所先では、回復が望めない方に一次救命措置を施さざるを得ない課題は残っています。意思表示による尊厳ある最期はどうあれば叶えられるのか、誰にしもやってくる大切な問題だと感じています。

さくら草の利用者は、無認可施設時代を入れると35年になり、加齢も進んできています。終の棲家となるグループホームは、利用者の最期まで伴走していくところです。
それは、主体性を持った生き方を支援すると共に、尊厳ある最期をどうサポートしていくのかということにも繋がっています。だからこそ見つめていくべき問題です。

・通所事業所や短期入所事業所で、心肺蘇生をしないと意思表示している利用者に、一次救命措置をすることが許されるのか？
・あるいは、支援者として、意思を尊重し一次救命措置をしないで見守るということができるのか？
・そもそも重い障がいがあり意思表示が困難な方の意思をどう汲みとるか？
ということです。まずは、意思決定が尊重される最期を迎えるということから、学びを始めたいを思います。

浦和医師会が普及活動をしている学習会「さあ、始めよう！人生会議」を、さくら草で9月28日に行います。自分らしい幕引きを迎えるために、家族や近しい人、医療・ケアチームが繰り返し話し合い、本人の意思決定を支援するアドバンス・ケア・プランニング（ACP愛称「人生会議」）について学びます。

このあと、ターミナルケアやグリーフケアついて、併せて意思決定支援を支える成年後見制度など一連の研修を行い、意思を尊重した支援体制並び支援者養成に取り組んでいきます

山本　宏

↑　一般社団法人　埼玉県医師会様からもこのような冊子が発行されています。

さくら草だよりは晃新印刷さまのご厚意を頂き印刷しております